

令和5年度四條畷市任期付短時間勤務職員採用選考実施要項

令和5年12月
四條畷市総務部人事課

四條畷市では、次のとおり任期付短時間勤務職員の採用選考を実施します。

1 募集職種、受験資格及び採用予定人員

職 種	受験資格	採用予定 人数
技術職 (就労支援コーディネーター)	<p>次の全ての要件を満たす人</p> <p>①キャリアコンサルティング技能士（国家検定：キャリアコンサルティング技能検定）、キャリアコンサルタント（国家資格）を有する人又は就労支援の業務を通算して5年以上の経験を有する人</p>	1人程度
技術職 (ふれあい教室指導員)	<p>下記の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第10条第3項第一から十号のいずれかに該当する人</p> <p>一 保育士(国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第百七号)第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある放課後児童健全育成事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士)の資格を有する者</p> <p>二 社会福祉士の資格を有する者</p> <p>三 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による高等学校(旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(第九号において「高等学校卒業生等」という。)であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの</p>	3人程度

	<p>四 教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)第四条に規定する免許状を有する者</p> <p>五 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)</p> <p>六 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者</p> <p>七 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>八 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>九 高等学校卒業者等であり、かつ、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が相当と認めたもの</p> <p>十 五年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が相当と認めたもの</p>	
--	---	--

※ 次のいずれか一つに該当する人は、受験できません。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (2) 四條畷市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第5章に規定する罪を犯し、刑に処せられた人

(4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

(5) 受験資格を満たしていない人

※ 採用予定人員は変更する場合があります。

2 任期

就労支援コーディネーター 令和6年4月1日から令和9年3月31日

ふれあい教室指導員 令和6年4月1日から令和7年3月31日

3 職務内容

職 種	職務内容
技術職 (就労支援コーディネーター)	就労困難者に対する就労支援の庁内統括、無料職業紹介事業に基づく相談・マッチング業務、雇用事業所の開拓、福祉政策課業務の企画・運営業務 等
技術職 (ふれあい教室指導員)	ふれあい教室の指導員業務 ※ふれあい教室とは、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後や長期休業日に適切な遊び及び生活の場を与えてその健全な育成を図る教室のことです

4 選考の日時、場所及び内容

(1) 試験日 令和6年1月28日(日)

※集合場所及び集合時間については、応募締め切り後に連絡します。

(2) 選考方法

職 種	選考方法
技術職 (就労支援コーディネーター)	①面接試験
技術職 (ふれあい教室指導員)	①面接試験

(3) 持参するもの

就労支援コーディネーター：特になし

ふれあい教室指導員：筆記用具 (鉛筆もしくはシャープペンシル、消しゴム)

(4) 結果発表

選考結果は合否にかかわらず、有効受験者全員に通知します。

(5) 試験において一定の基準点に達しないときは、不合格となります。

5 受験手続

(1) お問い合わせ先 四條畷市総務部人事課

〒575 - 8501 四條畷市中野本町 1 番 1 号

電話 072 - 877 - 2121 (内線 322~324)

0743 - 71 - 0330

(2) 受付期間及び提出書類

※市ホームページの申込専用フォームからお申込みください。

受付期間

令和5年12月15日(金)から令和6年1月10日(水)まで

※時間を過ぎると受付できませんので、余裕をもって申込を完了してください。

- ・申込みには顔写真のデータが必要です。
- ・入力内容に不備があった場合は受付できないことがありますので必ずご確認のうえ申込みください。

市ホームページ	
トップページから『新着情報』もしくは『募集情報』から「令和5年度任期付短時間勤務職員募集(1月試験)」をご覧ください。	
(URL)	(QRコード)
https://www.city.shijonawate.lg.jp/	
	
スマートフォンからお申込み可能です。	

※インターネット環境が無い等でホームページからお申込み出来ない場合は郵送でお申込みください。

提出書類	ア. 採用選考申込書(別添の様式1) (i) 写真の貼付 …受験申込書の写真欄に写真1枚(申込前3ヶ月以内に撮影した上半身、脱帽、正面向きで写っているもの)を必ず貼っ
------	---

	<p>てください。</p> <p>(ii) 本市ホームページからダウンロードする場合は、必ず両面印刷してください。</p> <p>イ. 職務経歴報告書（別添の様式 2） …1 枚で記載できない場合は、用紙を印刷して全ての職歴を記載して提出してください。</p> <p>ウ. 資格証明書の写し</p>
受付期間	令和5年12月15日（金）から令和6年1月10日（水） 必着
提出方法	提出書類を必ず簡易書留で郵送してください。 角型2号（A4サイズ）の封筒に受験申込書を折り曲げずに入れ、封筒の裏側には、“受験申込書在中”と朱書きしてください。

(3) 受験手続上の注意

- ① 申し込まれた記載事項等に不備があるときは受付できません。この場合、再度入力もしくは提出書類をお返しし、改めて提出していただくことになります。
- ② ①により生じた遅延や、インターネット環境、郵便事情による遅延のほか、いかなる理由であっても受付期間経過後の受付は一切いたしませんので、お早めに受験手続きをしてください。
- ③ 採用選考に関する提出書類は一切お返ししません。提出書類は採用選考終了後、責任をもって適正に処分いたします。

6 勤務条件

(1) 給与及び勤務時間

職 種	給 与	勤務時間
技術職 （就労支援 コーディネーター）	201,908 円	週4日勤務（平日1日週休日） 午前8時45分から午後5時15分まで
技術職 （ふれあい教室指導 員）	181,726 円	週6日勤務 ・平日 週4日 午後1時15分から午後6時30分まで 週1日 午後1時45分から午後6時30分まで ・土曜日・夏休みなどの休業期間 午前8時から午後1時15分まで 又は 午後1時15分から午後6時30分 まで

※給与には、地域手当を含みます。

※期末・勤勉手当及び通勤手当は、本市支給規定により支給します。

※期末・勤勉手当は勤務実績（勤務開始時期）によって割落としかかります。

※給与月額令和5年12月時点のものです。社会情勢により給与制度が改定され、金額などが変更されることがあります。

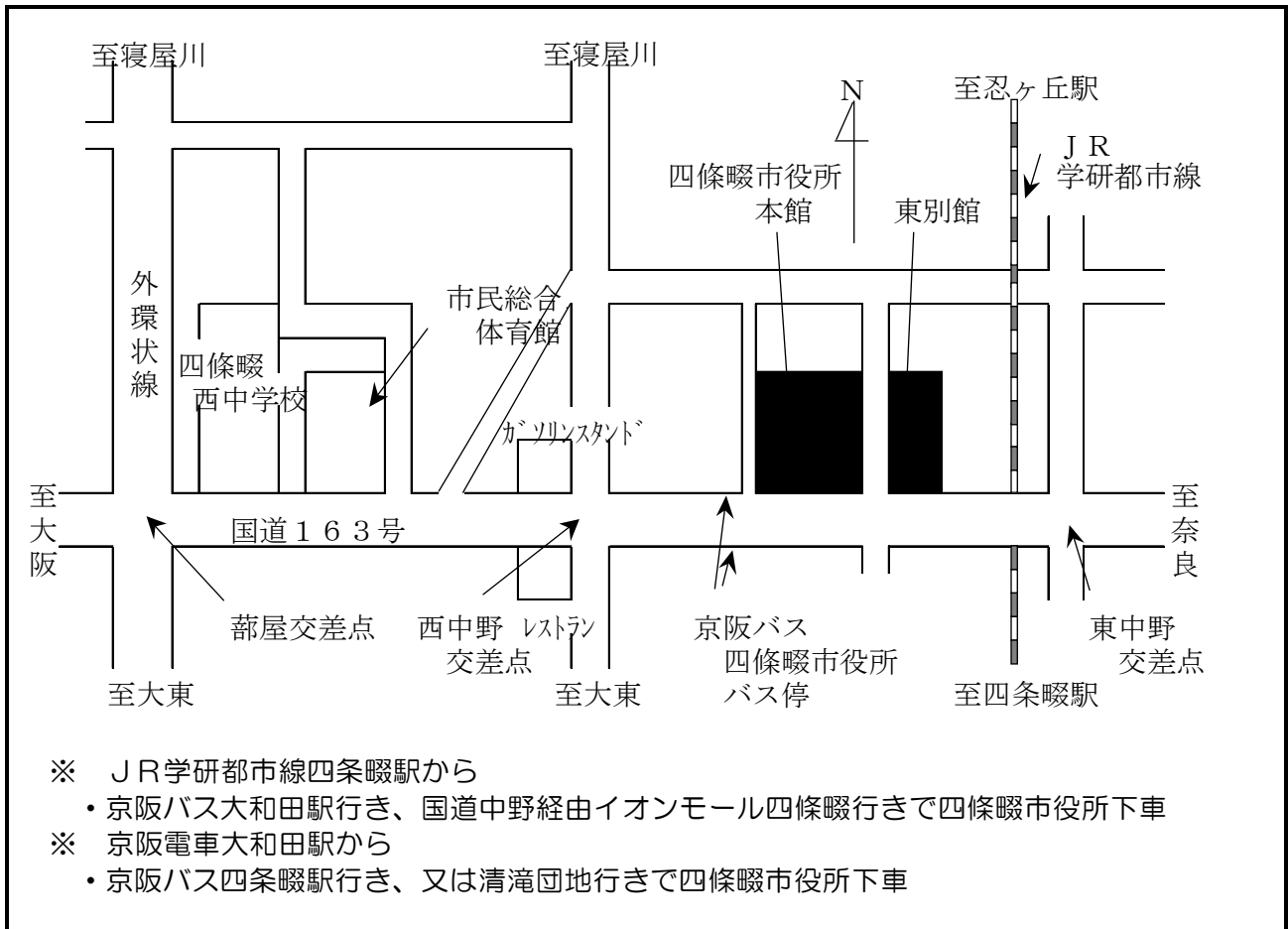
(2) 休暇

年次有給休暇あり。（他の休暇は本市の休暇規定による。）

(3) 社会保険

共済組合（短期給付のみ）、厚生年金、雇用保険に加入。

四條畷市役所の案内図



お問い合わせ先

四條畷市役所 TEL 072 - 877 - 2121
0743 - 71 - 0330

<受験手続>

総務部人事課 (内線 322~324)

<職務内容>

健康福祉部福祉政策課 (内線 542)